

京 都 労 働 局
平成22年8月23日
午後4時

担 当	京都労働局労働基準部賃金室 賃金室長 吉田秀樹 賃金指導官 高橋重夫 電話075-241-3215
--------	--

京都府最低賃金額の改正について

京都地方最低賃金審議会（会長 渡辺峻 立命館大学名誉教授）は、7月7日に京都労働局長から「京都府最低賃金の改正について」諮問を受け、数次にわたる審議を重ねてきましたが、この度、下記のとおり結論に達し、8月23日京都労働局長あて答申を行いました。

これを受けて、京都労働局長は所定の手続き（参照）を経て、「京都府最低賃金」の改正決定をすることとしています。

記

京都府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成22年7月7日付け京労発基第255号をもって、貴職から諮問のあった標記のことについて、雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成22年6月3日 雇用戦略対話第4回会合）を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、答申に当たっては、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき、最新のデータにより、平成20年10月25日改正発効された京都府最低賃金（時間額717円）を平成20年度の生活保護費と比較したところ32円下回り、かつ、平成21年度の京都府最低賃金の改正（時間額729円）による引上額12円を加えても20円下回っていたことから、これを今年度で解消することとしたものである。

なお、雇用戦略対話における合意の前提条件の一つである中小企業支援対策等の国における具体化とその早期実行を強く要望するものである。

今後の手続き

- 1 答申に対する異議の申立ての受理（異議の申立て期間は9月7日まで）
- 2 京都地方最低賃金審議会における異議の取り扱い審議
- 3 官報公示日は9月17日、発効日は10月17日を予定

京都府最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 749円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

京都府最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 京都府最低賃金
- (2) 平成 20 年度最低賃金額 時間額 717 円 (発効日平成 20 年 10 月 25 日)
- (3) 平成 21 年度最低賃金額 時間額 729 円 (発効日平成 21 年 10 月 17 日)

2 生活保護

- (1) 比較対象者 12 ~ 19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 平成 20 年度
- (3) 生活保護 (平成 20 年度)
生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の京都府内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (111,452 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

平成 20 年 10 月 25 日改正発効した京都府最低賃金の 1 箇月換算額(註 1)と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると京都府最低賃金が下回り、その乖離額は、時間額(註 2)に換算すると 32 円であった。これから平成 21 年 10 月 17 日改正発効による引上額 12 円を減ずると残る乖離額は 20 円となる。

このため、最低賃金法第 9 条第 3 項の規定に基づき生活保護に係る施策との整合性を図るため、今年度解消することを目指して 20 円の引上げとすることが適当である。

(註 1) 最低賃金 1 箇月換算額

717 円 (京都府最低賃金) \times 173.8 (1 箇月平均法定労働時間数)
 \times 0.857 (可処分所得の総所得に対する比率) = 106,795 円
平成 22 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 22 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)」別添グラフに示された比率。

(註 2) 時間額換算差額算出法

(上記 2 の (3) に掲げる金額 - 最低賃金 1 箇月換算額) \div 173.8 \div 0.857
1 円未満は切り上げ。